

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社 ダブリュ・アール・イー
事業所の所在地	〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-15 三ツ田ビル 6階

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数(2026年6月1日付)	1人
---------------------	----

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	1件
----------------------	----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	39,167円
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	27,423円
マージン率	40%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 教育訓練に関する事項

教育訓練	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
個人情報保護研修	派遣労働者	当社	OFF-JT	有給	無償
入職時研修			OFF-JT	有給	無償
ビジネスマナーと一般常識			OFF-JT	有給	無償
word、excelの基礎操作訓練			OFF-JT	有給	無償
PCスキル向上訓練			OFF-JT	有給	無償
ビジネス英語の電話・eメール対応			OFF-JT	有給	無償
経理業務の基礎実務講座			OFF-JT	有給	無償
チームリーダー研修			OFF-JT	有給	無償

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、有給休暇、育児・介護休業、看護休暇、定期健康診断 他

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・ 労使協定を締結しているか否か：締結済み
- ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・ 労使協定の有効期間の終期：2027年3月31日